

## 広域交付証明書の交付の際の注意点

- ☐ 官公庁発行の有効期限内の写真付き本人確認書類（免許証、マイナンバーカード、住基カード、パスポート、障がい者手帳 等）はお持ちですか？
- ☐ 本人確認書類に記載の住所・氏名は最新のものですか？  
※旧住所、旧姓の場合は請求できません。
- ☐ 今回請求する広域交付証明書は、本人又は配偶者、直系尊属（父母、祖父母親など）、直系卑属（子、孫など）のものですか？  
※戸籍等の写しは、本人又は配偶者、直系尊属や直系卑属に限られます。  
※代理人（委任状）や第三者（上記以外の相続人や法定代理人を含む。）による請求はできません。  
※父母の戸籍から除籍したきょうだいの戸籍等の写しは請求できません。
- ☐ お時間に余裕はありますか？  
本籍地への電話確認を必要とする市区町村の場合は、本籍地の受付時間外は交付できません。
- ☐ 「出生から現在戸籍まで」といったように、複数の戸籍を請求する場合は、当日交付できません。7 開庁日以内に市からご連絡いたします。
- ☐ 戸籍等の一部事項証明及び抄本、戸籍等の附票の写しは交付できません。
- ☐ 独身証明書は本人以外には交付できません。また、委任状による交付もできません。